

定期報告の対象建築物・建築設備等（建築基準法第12条第1項・第3項）

特定建築物

	用途	対象用途の位置・規模（次のいずれかに該当するもの）	報告年度
	共通（以下1～11すべて）	該当する用途部分の床面積が200㎡以下のもの又は該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外	
1	劇場、映画館、演芸場	①3階以上の階を当該用途に供するもの（100㎡超） ②当該用途に供する床面積（客席部分）の合計が200㎡以上のもの ③地階を当該用途に供するもの（100㎡超） ④主階が1階にないもの	令和9年、令和12年 （以降3年毎）
2	観覧場（屋外観覧場は除く）、公会堂、集会場	①3階以上の階を当該用途に供するもの（100㎡超） ②当該用途に供する床面積（客席部分）の合計が200㎡以上のもの ③地階を当該用途に供するもの（100㎡超）	令和9年、令和12年 （以降3年毎）
3	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）	①3階以上の階を当該用途に供するもの（100㎡超） ②当該用途に供する2階の床面積の合計が300㎡以上のもの ③地階を当該用途に供するもの（100㎡超）	令和8年、令和11年 （以降3年毎）
4	児童福祉施設等（通所施設を除く）※1	①3階以上の階を当該用途に供するもの（100㎡超） ②当該用途に供する2階の床面積の合計が300㎡以上のもの ③地階を当該用途に供するもの（100㎡超）	令和8年、令和11年 （以降3年毎）
5	ホテル、旅館	①3階以上の階を当該用途に供するもの（100㎡超） ②当該用途に供する2階の床面積の合計が300㎡以上のもの ③地階を当該用途に供するもの（100㎡超）	令和7年、令和10年 （以降3年毎）
6	共同住宅※2 寄宿舎※3	①3階以上の階を当該用途に供するもの（100㎡超） ②当該用途に供する2階の床面積の合計が300㎡以上のもの ③地階を当該用途に供するもの（100㎡超）	地域毎に規定。 下表※4のとおり。
7	下宿 共同住宅（上記6以外） 寄宿舎（上記6以外）	①3階以上の階を当該用途に供し、当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの （令第112条第11項の規定により階段の部分とその他の部分とを防火設備で区画しなければならない建築物に限る。）	地域毎に規定。 下表※4のとおり。
8	博物館、美術館、図書館	①3階以上の階を当該用途に供するもの（100㎡超） ②当該用途に供する床面積の合計が2000㎡以上のもの	令和8年、令和11年 （以降3年毎）
9	体育館（学校に付属するものを除く）、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	①3階以上の階を当該用途に供するもの（100㎡超） ②当該用途に供する床面積の合計が2000㎡以上のもの	令和7年、令和10年 （以降3年毎）
10	百貨店、マーケット、展示場、物品販売業を営む店舗	①3階以上の階を当該用途に供するもの（100㎡超） ②当該用途に供する2階の床面積の合計が500㎡以上のもの ③地階を当該用途に供するもの（100㎡超） ④当該用途に供する床面積の合計が1500㎡を超えるもの	令和8年、令和11年 （以降3年毎）
11	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店、公衆浴場、飲食店	①3階以上の階を当該用途に供するもの（100㎡超） ②当該用途に供する2階の床面積の合計が500㎡以上のもの ③地階を当該用途に供するもの（100㎡超） ④当該用途に供する床面積の合計が3000㎡以上のもの	令和9年、令和12年 （以降3年毎）

※1 助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これらに類するもの（宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター、小規模多機能居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。）、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害者福祉サービス事業を行う事業所（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）

※2 サービス付き高齢者向け住宅に限る。

※3 サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。

※4 地域別の共同住宅等の報告年度

地域区分	報告年度
舞鶴市、綾部市、宮津市、長岡京市、京丹後市、与謝野町及び伊根町	令和7年、令和10年 （以降3年毎）
福知山市、亀岡市、向日市、南丹市及び京丹波町	令和8年、令和11年 （以降3年毎）
城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町及び南山城村	令和9年、令和12年 （以降3年毎）

定期報告の対象建築物・建築設備等（建築基準法第12条第1項・第3項）

特定建築設備等

種別	対象	報告年度
建築設備	○定期報告対象建築物に設置された次の設備 ・排煙設備、換気設備、非常用の照明装置 ※ 下宿、共同住宅、寄宿舎に設置されているものは定期報告の対象外です。	毎年度
防火設備	○政令で定期報告に指定された建築物に設けられた随時閉鎖式の防火設備（特定建築物一覧表の1～6、8～9、10（④の要件が3000㎡以上となります。）、11に該当する建築物。） ○以下に挙げる用途のうち、床面積が200㎡を超える建築物に設けられた随時閉鎖式の防火設備 ・病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。） ・共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。） ・寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。） ・児童福祉施設等（通所施設を除く）※1 ※ 外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーは対象外です。	毎年度
昇降機	○エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機 ※ いずれも住戸内のみを昇降するものを除く。 ※ 労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーターを除く。	毎年度
工作物	○観光用エレベーター・エスカレーター、遊戯施設	毎年度

※1 助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これらに類するもの（宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター、小規模多機能居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。）、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害者福祉サービス事業を行う事業所（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）